



男女共 第 1384号
平成20年12月22日

大阪府男女共同参画審議会
会 長 徳矢 典子 様

大阪府知事 橋下



大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、
次のとおり諮問します。

大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方につ
いて、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

本格的な人口減少時代の到来、少子高齢化、グローバル化、高度情報通信化の進展など、人々を取り巻く社会経済情勢は急速に変化している。

こうした変化に柔軟に対応し、人々がいきいき暮らすことができる活力ある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

平成11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、これまで国や地方公共団体は法の趣旨、理念等を踏まえ様々な施策を推進してきた。

大阪府においても、府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を平成14（2002）年4月に施行し、平成13年度からの概ね10年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」（以下、「プラン」と記載）に沿って、働く場における男女共同参画の推進策をはじめ、様々な施策を総合的、計画的に展開してきた。

しかしながら、社会的な意思決定への女性の参画の遅れや女性に対する暴力の問題など、性別による固定的な役割分担意識を背景とした男女の自由な活動の選択を妨げる状況が依然として社会の様々な分野に存在している。

男女共同参画社会実現のためには、現行プランの目標年次である平成22年度末を控え、これまでの施策の到達点と課題を整理したうえで、平成23年度以降の新たな男女共同参画計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。